

地連峯にこままで……」

雨模様もだつたりです、

第三話、「家には奥州兵がとまつていて、害葉（方言）かおかりにくく……」

西南役の時に日、明治政府が奥州地方で、まかん下兵隊を募集中であります。鹿児島へ薩摩藩と征伐して、明治元年の机と寄つてやだと宣伝としています。

「明治元年八月戊辰戦役で、奥州地方へ徳川義和軍が、

薩長聯合軍の大敗痛い目にあわせました。会津藩城、奥羽越諸藩陣版、立候郭落城などがあります。奥州地方の多くは旧士族が幕兵に志じ西南の役に従軍しました。

軍事、奥州兵が黒沢に駐屯していまして、

廻船が巡回・改修せりたのが、明治八年です。西南人後によりて、鎮台兵だけでは兵力が不足でないで、同士衆の中から巡回を募集中でした。これが人々が、警部補と一緒に出征しまして。

当時、東京に警視庁がありて、大警視がその最高責任者でし左、豊後方面の指揮官は、三等大警部萩原若貞でした。四年の招魂所の「東京警視萩原隊戦死之碑」以、これに黒澤が刻ります。

第四、五話には、三河以北の状況が述べられてます。十が、この戦闘で、二〇名余り、官軍戦死者がでました。

第六、七話には、中山へ上陸用一ノ二つメ艇や負傷兵、それと白坪へ招魂所について触れてますが、佐伯病院では、官軍側七名へ戦死死者がでました。

結論としては、今更ながら、多田太郎吉老の記憶力と、

柴田陽実氏、河野典一氏、柳井雅雄氏、真柴歩氏の研究

に感謝するばかりです。

古考に沿革と聞き、また、足を運んでの研究調査が、かに大切であるかと痛感させられました。

同時に、西南役戦地事蹟報告書へ佐伯村、上直見村、横川村、仁田祭村、高木村、丸市尾浦、葛原浦、その他、国屋村、麻木村、江戸村、下直見村、海崎村」と読んで、その戦いか、佐伯市、南海郡郡人金地城にまわかつた大規模なものであったことを知ることができます。

（おわり）

古資料

佐伯藩の領域

「舊後國古城蹟並海岸路程」より抜粋

△毛利市三郎 領分

八三代萬尚、寛永八年生 寛永十年二月襲封 寛

文四年八月三日歿、年三十四才

提供 佐 藩 貸 一

（海）

一 在備城下より北三方丈、保戸崎へ渡迄、海上六里。

此灘之は水遠、長さ三町、岩岸く潮ノ干満がまく、朝懸り晝大亂などに船懸り不成。灘ノ口申酉に向、西風惡也。此保戸崎之灘之沖に、高甲と中難所有、船懸八船七間有、高甲より沖へ、瀬底老里半有、此之方に、古く岬と中馬有、保戸崎海上、海上武室、此也く馬送、市三郎領分、是より網州敗政守領令佐賀御迄北里

（海）

一 島浦之瀬、保戸崎分海上六里。此瀬の口、長船町、此間に鳴有。瀬ノ口四町、岸深く、潮ノ干満がまく、朝懸り晝吉。城下より海上八里。此より福葉縣守領分、長目の瀬迄、海上三里。

「佐伯、紅葉（陸）」

佐伯城下より福業院登守領分、片之町村八社津久見
市警固屋之堺也、陸路五里、内武里山鏡山と云坂
也。牛馬以か土瓦吉。此道筋下小溝川ノ源三頭有。

一佐伯、經耕（陸二）
一 大坂半鄉之内、尺魔村之道筋、稻葉能登守領分也。
千年村之堺遠、城下より五里廿七町。此間に溝川之
瀬六頭有。

沈伯、白梓（薩）
同城下上个因辰鄉之道路，稻葉集
村之邊遠六里三捨斬。此間曰鬼鄉。
捨門，深丈一尺五寸。其外曰毒
何淺道筋難所。牛馬之運不直有

佐伯、田村へ附二
一、同、因尾鄉之内、堂、間丈々土河原村迄、式拾八町。
土河屋丈々稻葉能登守領分白谷村之堺也。拾八町土
河屋丈々山部村迄老里拾六町。山部村丈々稻葉能登
守領分、出羽村之堺迄拾六町。同山部村丈々霞村へ
達、櫻峯丈々迄拾八町。

八 陸
一、同、因尾禪之休憩の間より井の休村迄走里。此間大
溝川四段有。

一、城下大村迄武里捲或所。此間下溝川入瀆六頭
有。

一、城下より山口村迄、小道三里拾八所有。此間以瀧川
八、瀧有。

甚
城下より浦代村迄三里三拾町、牛馬の道なし、此間
に驛川或顯有。

「古市、田市村古城」

一、同城下より南之方往、日向之内、有馬左衛門領分。
三川内村之堺迄、陸路四里三拾三步。但ニ當三町五
山坂難所。牛馬之通なし。此湖に舟渡り之川夷瀬有
處也。此外歩渡りの瀬川、七瀬有。

一、佐伯城下より辰巳之方ほ、松浦郷之坂中村へ申浦を
之瀬迄海上六里。瀬ノ幅は一里、長さ拾六町。此瀬
岸深く、潮の満干に少事有り、何風にて生不善。
船懸り吉。瀬之口亥ノ方に向、沖ノ嶋有。瀬ノ口上
鳥鳴遠之附、或附有。

一、(海)
大嶋之濱、半村(半浦が)之濱より海上三里六所。濱
之長才五所、はゞ宍断岸深く、潮の満干にかまひま
く、瀨懸り吉。濱の口酉ノ方に向。北濱より西ノ方
に瀨戸有。此瀨戸舟懸り五拾三間、水底には八有。大嶋より
潮早く、波高く難所、沖下水かこと云嶋有。大嶋より
海上四里、此水入之迄、郡三部領分(是す)伊州
八甲蘇(アカス)、淡州(アラカマ)伊達遠江守領分。乙卯ノ八月振
島(アシマ)へ歸途。大嶋分、海上三里。

一
海

海水津御之内、瀬代之濱迄。大崎分海上三里。此間
に鶴御崎と中難所有。日和悪穀、南風に候入波、上
下へ船波暇なし。此浦、我へ瀬、長さ六町、はゞ三所。
岸深く潮入嘴干かず。又く、何處にても不善。船艤

リ吉、権八口、辰巳に倒、城下より海上八星、陸路三里三拾町。牛馬は通ひなし。

（海）

一、蒲江之渡、泊支港より浦代へ遡延、海上五里。此間にぎしめきせ小瀬（薪崎）とて難所有。日和萬敷、南風に而保へば、上下之船渡歟なし。此渡之長さ拾（以下三十マージ前後）

研究

佐伯の港はどんなを働きをしてい乃か

一、主として木橋の流通にて――

大分県立佐伯豊南高等学校
教諭・同校郷土誌クラブ顧問
本会会員 市野瀬 仁

（五）葛港へ承前

（その二）大正時代

大正時代に入ると鉄道の開通があり、萬附近に亘埋立や会社や公共施設の建設工事があり、活況を呈するようになつた。

「佐伯土地株式会社は資本金百万圓を以て、大正九年四月より港頭の一角田塙田二万坪余を購入して、十年五月より埋立工事に着手し、地域を劃して井然たる区別を立てて、又港頭にて土塙庄土地株式会社を組織して、数千坪の地頭を買入れ埋立工事を着手せり」とおつて、大正十一年八月佐伯製冰株式会社、十二年八月市場の設立等、港ら

しい様相を呈する丈に随つて來た。とくに塙田の埋立ては、鉄道のトンネルを掘つた岩や石や土を利用するのかまつ分けで、おつたと並んで萬氏（萬里）は説いて下さつた。

「大正十一年には大坂線及び細島線の旅客、本港より搭乗するもの一三、三二八人、上陸する者一五、九八六人、計ニ九、三一四人、翌年同年度に於ける本港輸出貨物の価格（額）は、二、九五三、四九九圓、輸入貨物の価格（額）は二、九三、八九〇圓、計五、四八、三八九圓に至り」

同年度中に於ける入港の船舶は汽船と私船を合せ四、三一四艘（打）と有つて、汽船で上船、下船する者それぞれ一日に四〇人程度、合せて八十人程度が利用している。それである。入港の船舶は明治十五年の開港の蒸汽船と船舶も合せて二十七艘に對し、四年後の大正十一年は四、三一四艘となつて、その増大ぶりを示している。大正三年に勃發した第一次世界大戦、大正七年のシベリア出兵等、世界若日本に戦争を契機に、政治や経済や商業界も波紋大きく搖れ動いて、その事情が萬ノ勝に影響してきをもつと考えてよいでおろう。

萬生交歎きの吉田茂氏によると、港は出港、入港で應あい、その後に回漕店の忙しさはうれしい悲鳴をあげ、人々の羨望の的であつた。一方陸上では家を待つ人力車にトントンボ笠をかぶつ左車夫が數段、四十人から五十人を数え左と云ふことである。

こうした時代の搖れ動く頃、大正五年に日豊線幸崎佐伯間開通、大正九年に日豊線佐伯郡原開通、大正十一年に日豊線神奈童門開通となりて、この地方の便利は大きく改善されたに違ひない。まがで、萬港や日本回漕店には、陸上輸送機関が一本連続されたことによつて影響を与えたはずである。それは大正九年以降の輸入物価

熊野神社まで起伏の多い山筋に沿つて、庄へ範囲におたつて、五戸、十戸と人家が散在して西神野の里を形成つてゐる。

奥地を踏破して確かめることは我々の研究の基本的態度であるが、ここでヨリその必要と痛感した。有名な熊野神社以降の山はそれ、清流と眼下に左景勝の地にあたる。途中で行き合へ左何人かの子供が、それなりに平和な里の生活を樂しんでいた姿が印象的であった。

何の用意もなく探訪であつたが、平安の落人が隠れ住んだと伝えられる此の里は、振り下りれば色々な歴史を祕めてゐるであろうと、感觸を新たにして辞去した。

八百九

（十六）
ナガヤージよりつづき
立所、はゞ五町。岸原く潮入溝千歩までなく、何處
にても不善。船懸り吉。但、濠の入口、南之風に假
へば、波高く大風に分入不成。濠之口、辰巳下向、
沖に嶋有。濠の口より嶋人間拾五町。此島、西八方
に瀬底四十。城下より海上拾參里。是より貢馬左衛
門佐領分。日吉之内、東が左嶋之浦、濠迄、海上五
里。

×
文部省利家世代の幼名、通称を列記します。

初代	高政	(勘八郎)
三代	高尚	(重三郎)
五代	高久	(鞍貞)
七代	高丘	(寅長郎)
九代	高誠	(岩之助)
十代	高巒	(岩之助)
二代	高成	(勘八郎)
四代	高重	(主膳)
六代	高慶	(千代傳) 又曰 千郎)
八代	高櫟	(猪三郎)
士代	高謙	(榮三郎) 岩之助

張生竹
指定文化獎 一覽

此做家文書	
支	御年貢免租下札
書	御頒道御僉圖
蓋	左侍領山田
石	御年貢上紙米帳
造	乞之付井堤記
物	常鑿碑文
鑄	常鑿虎皮表
金	常鑿虎皮表
鑄	小林丸在內保刀
金	西連寺山門
鑄	接處室籠印塔
金	尺用宝筐印塔群
鑄	金馬檜八辨
金	龕壁眾共供養塔
鑄	常鑿溪碑
鑄	口
金	鑄
鑄	依伯和紙製造
金	字莫程板
鑄	赤臺十九朱
鑄	抽革禮城社
鑄	上小金鑄古境群

す。今日指定された物件は地域の本もので、文書は地方文書が主で、藤川時代より御土産籠の研究に復立つものと思ふ。史跡下指定の梅谷礼城跡は佐伯市との境界にあり、この指定はつりては佐伯市と協力して史跡保護を考へた。又歴史的く佐伯和歌の唯一の継承者市原氏を指定したい。又歴史的く佐伯和歌の唯一の継承者市原氏を指定したい。又歴史的く佐伯和歌の唯一の継承者市原氏を指定したい。又歴史的く佐伯和歌の唯一の継承者市原氏を指定したい。

す。今日指定された左物件及地域の件もので、文書は地方文
書が上で、徳川時代より下部組織へ研究に復立つべきと思
う。史跡に指定の桜谷礼城跡は佐伯市との境界にあり、
この指定については佐伯市と協力して史跡保護を考えま
い。又歴史的く佐伯和紙の唯一の継承者市原氏を指定し
たことを意義あるもの、其の生歴へ感觸は何とも云えぬ
出来を如何依頼して放しきのです。
今日及初指定で、これから未開拓のものと所蔵が見
付けて研究解明したいと感じてます。

弘生町及文化財指定公示を、去る六月七日下記定義
ました。佐伯市南郡では本正村に續いての指定で第4、
文化財保護ノ上から意義少有も入と信じます。
左側他方の文化財保護法、田舎、半佐、固東、竹内、
日田等の県下文化財保護の先進地に較べ、その文化財行

新亞文化研究調查委員會
諮詢委員會會長 伊

重
華